

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第36条</u> _____ において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、_____必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u> _____ ならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第36条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2、3 略</p> <p><u>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	

(新設)

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

(新設)

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(揭示)

第36条 略

(新設)

(新設)

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第36条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的

(新設)

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事

に実施すること。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条第1項」と、第33条中「食事

等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27

等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27

条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条第1項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議

_____をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条_____において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第70条 略

2、3 略

(新設)

(非常災害対策)

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案

の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第70条 略

2、3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第72条 略

2 略

(新設)

(衛生管理等)

第73条 略

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(揭示)

第74条 略

(新設)

第72条 略

2 略

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第73条 略

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第74条 略

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を

(身体拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第77条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第75条第2項 に規定する身体拘束等の記録

(5)、(6) 略

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項、第39条から第41条まで 及び第43条の2の規定は、指定療養介

当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条 削除

(記録の整備)

第77条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)、(6) 略

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第34条の2、第36条の2から第38条(第2項を除く。)まで、第39条から第41条の2まで及び第43条の2の規定は、指定療養介

護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあつては、その役員)」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 略

(新設)

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条 _____ において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第92条 略

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所 _____ において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあつては、その役員)」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第176条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第92条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ _____ ならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(揭示)

第94条 略

(新設)

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第94条 略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第

84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条の2まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の

84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

_____中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条の2まで、第62条、第68条、第70条、第72条_____、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の

事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあつては、その役員)」と、第94条中 _____ 「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条 _____ から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条 _____ から第43条の2まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37

事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあつては、その役員)」と、第94条第1項中 「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで _____、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条の2まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34

条 _____ から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第131条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第131条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第131条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第131条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、

条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第131条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

_____中「次条」とあるのは「第131条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第131条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第131条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、

第37条 から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第124条及び前節（第131条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（記録の整備）

第140条 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(6) 略

（準用）

第141条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条 から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第141条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中

第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条まで、第124条及び前節（第131条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（記録の整備）

第140条 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(6) 略

（準用）

第141条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第141条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中

「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第141条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第141条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第141条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第141条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第141条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第129条、第130条、第134条及び前節（第141条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第145条 略

2～4 略

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 略

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第146条 略

「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第141条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第141条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第141条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第141条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第141条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第129条、第130条、第134条及び前節（第141条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第145条 略

2～4 略

（削る）

5 略

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第146条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第152条 略

(新設)

(準用)

第154条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第139条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第154条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第154条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第154条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第154条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第154条において準用する前条」と、第77条第2項

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項まで の規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第152条 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第176条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第154条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第139条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第154条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第154条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第154条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第154条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第154条において準用する前条」と、第77条第2項

第1号中「第55条第1項」とあるのは「第154条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第154条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第154条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第154条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第154条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第154条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第154条において準用する前条」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第165条 略

（新設）

第1号中「第55条第1項」とあるのは「第154条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第154条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第154条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

_____中「次条」とあるのは「第154条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第154条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第154条において準用する前条」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第165条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第176条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けら

(新設)

(準用)

第167条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条、第129条及び第153条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第166条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第167条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第167条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第167条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第167条において準用する前

れるよう、第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第166条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第167条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条、第129条及び第153条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第166条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第167条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第167条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第167条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第167条において準用する前

条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第167条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第167条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第167条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第167条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第167条」と、第94条中「前条」とあるのは「第167条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第163条から第165条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」と

条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第167条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第167条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第167条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

_____中「次条」とあるのは「第167条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第167条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第163条から第165条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」と

あるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第163条第1項中「第167条」とあるのは「第172条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第176条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条(第1項を除く。)、第129条、第163条から第165条まで及び第168条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第174条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第176条において準用する第128条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第176条において準用する第128条第2項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあ

あるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

中

「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第163条第1項中「第167条」とあるのは「第172条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第176条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第128条(第1項を除く。)、第129条、第163条から第165条まで及び第168条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第174条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第176条において準用する第128条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第176条において準用する第128条第2項」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあ

つては、その役員）」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第176条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第176条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第176条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第176条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第176条」と、第94条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第163条第1項中「第167条」とあるのは「第176条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第176条の8 略

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面_____により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

つては、その役員）」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第176条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第176条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第176条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

_____中「次条」とあるのは「第176条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第163条第1項中「第167条」とあるのは「第176条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第176条の8 略

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第176条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条_____から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第176条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第176条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第176条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条_____から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条、第68条、第176条の6、第176条の10及び第176条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第176条の20において準用する第176条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第178条 略

2 略

(準用)

第176条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第176条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第176条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第176条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条、第68条、第176条の6、第176条の10及び第176条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第176条の20において準用する第176条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第178条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第189条 略

2～5 略

(新設)

(準用)

第193条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第139条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第188条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第193条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第6

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第189条 略

2～5 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第193条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第139条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第188条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第193条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第6

7条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第193条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第193条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第193条の4 略

2、3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

7条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第193条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第193条の4 略

2、3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第193条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第139条の2、第181条から第185条まで及び第188条から第192条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の11において準用する第188条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の11において準用する第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の11において準用する第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条の11において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第193条の11において読み替えて準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第193条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第193条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条の11において準用する第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあ

第193条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第139条の2、第181条から第185条まで及び第188条から第192条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の11において準用する第188条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の11において準用する第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の11において準用する第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条の11において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第193条の11において読み替えて準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第193条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条の11において準用する第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあ

るのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第193条の14 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の____従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保）

第193条の21 略

2～4 略

（新設）

（準用）

るのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第193条の14 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保）

第193条の21 略

2～4 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第193条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第139条の2、第181条から第187条まで及び第190条から第192条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の22において準用する第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の22において準用する第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条の22において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第193条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条の22において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第193条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第193条の22」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条の22において準用する第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、

第193条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第139条の2、第181条から第187条まで及び第190条から第192条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の22において準用する第183条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の22において準用する第183条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条の22において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第60条」とあるのは「第193条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定_____中「次条」とあるのは「第193条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第193条の22において準用する第192条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第139条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、

同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第186条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第194条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第125条第6項及び第7項、第135条第6項、第145条第4項及び第5項並びに第156条第4項（第169条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等児童デイサービス事業所を多機

同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第186条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第194条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第125条第6項及び第7項、第135条第6項、第145条第4項_____並びに第156条第4項（第169条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等児童デイサービス事業所を多機

能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。) は、第80条第1項第3号及び第7項、第125条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第145条第1項第3号及び第6項並びに第156条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第169条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)、(2) 略

(準用)

第200条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から
第42条まで、第43条の2、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条
、第91条（第10号を除く。）及び第94条 の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第200条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第200条第

能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。) は、第80条第1項第3号及び第7項、第125条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第145条第1項第3号及び第5項並びに第156条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第169条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)、(2) 略

(準用)

第200条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第200条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第200条第

3項及び第5項において準用する第128条第2項及び第3項並びに第200条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条第2項において準用する第84条第2項、第200条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第200条第4項において準用する第139条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第200条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条第2項か

3項及び第5項において準用する第128条第2項及び第3項並びに第200条第4項において準用する第139条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条第2項において準用する第84条第2項、第200条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第200条第4項において準用する第139条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第43条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法人にあっては、その役員)」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第200条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条第1項

ら第5項までにおいて準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第200条第1項において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第200条第1項」と、第94条中「前条」とあるのは「第200条第2項から第5項まで

_____において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条及び第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項及び第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第124条、第128条（第1項を除く。）、第129条（第3項を除く。）及び第130条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行

_____において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定

_____中「次条」とあるのは「第200条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第200条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 _____第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条及び第87条_____の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において_____

_____、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項_____中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と_____

_____読み替えるものとする。

3 _____第124条、第128条（第1項を除く。）、第129条（第3項を除く。）及び第130条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行

ービス計画」と、第168条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（地域移行支援型ホームの特例）

第5条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第180条第1項（第193条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

(1)、(2) 略

2 略

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第15条 第186条第3項及び第193条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内におい

障害福祉サービス計画」と、第168条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（地域移行支援型ホームの特例）

第5条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、第180条第1項（第193条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

(1)、(2) 略

2 略

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第15条 第186条第3項及び第193条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内におい

て、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第186条第3項及び第193条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)、(2) 略

3 略

て、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第186条第3項及び第193条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)、(2) 略

3 略